

第1章 名称および所在地（事務局）

第1条 本会は相模原市体操協会と称する。

第2条 本会の所在地（事務局）は神奈川県相模原市南区当麻892-8淡路宅とする。

第2章 目的および事業

第3条 本会は相模原市体操の普及発展を図ることを目的とし、目的達成のため次の事業を行う。

1. 相模原市における体操関係団体の強化発展と相互の融和連絡を図る。
2. 各種競技会および講習会、実演会、研究会等を開催する。
3. その他本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第3章 組織および資格

第4条 本会は相模原市内の体操関係団体及び理事会の認める団体・個人をもって組織する。公益財団法人相模原市スポーツ協会と神奈川県体操協会に加盟する。

第4章 加盟および脱退

第5条 前条の団体及び愛好者は理事会の決議を経て加盟する。

第6条 本会は団体及び個人を次の事項により理事会の決議を経て退会させることができる。

1. 不適当と認められた団体及び個人
2. 団体解散
3. 退会届が提出された場合

第5章 資産及び会計

第7条 本会の経費は登録費、参加費、補助金その他の収入をもって支弁する。

第8条 加盟費、登録費およびその他の収入は本会事務局に納入するものとする。

(2) 加盟費はその年度毎に決められた経費を納入するものとする。

第9条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(2) 会計年度の終りに剰余金があるときは翌年度に繰り越す。

(3) 本会の決算はその会計年度終了後、監事の承認を経て理事会に報告し、その承認を得る。予算は毎年年度開始時に会計担当で作成し理事会の承認を得る。

第6章 役員

第10条 本会には次の役職を置く。

理事 必要数、 委員 必要数、 監事 2名

(2) 理事より役員として 会長 1名、 副会長 若干名、 理事長 1名、 副理事長 若干名、 事務局長 1名、 事務局 若干名、 財務会計 1名

(3) 以上の他に顧問、参与 若干名を置くことができる。

第11条 役員は役員候補者推薦委員会規程に沿って選任し、理事会にて承認する。

第12条 会長は本会を代表し会務を統括する

(2) 会長は理事会の決議によって顧問及び参与を委嘱する。

第13条 副会長は会長を補佐し事故ある時は、その職務を代行する。

第14条 新規理事は現理事よりの推薦または会長が推薦する者を理事会にて承認する

第15条 理事は互選により理事長 1名、副理事長 若干名を選出する。

第16条 理事長は理事会の決するところに従い会務を執行する。

第17条 副理事長は理事長を補佐し、事故ある時はその職務を代行する。

第18条 事務局は本協会の総務・庶務等の実務を遂行する。

第19条 財務会計は本協会の会計全般を管理し、会計報告を理事会に提出する。

- 第20条 監事は理事会の決議によって会長がこれを委嘱する。監事は会計を監査する。
- 第21条 情報セキュリティ委員は会長が理事長、事務局長、財務会計を含み指名する。
- 第22条 委員は本会の活動を補佐する。
- 第23条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。役員の退任および就任については理事会の決議を経て行うことができる。
- 第24条 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了しても後任者が就任するまでその任務を行う。
- 第25条 理事会の決議により本会に必要なあれば名誉会長を置くことができる。
- 第26条 顧問及び参与は会議に出席して意見を述べることができる。
- 第27条 会長、副会長、理事は2年間本協会の行事または会議への出席がない場合、公務困難と見なし退任とする。ただし委員として以後の行事に参加することは可とする

第7章 会議

- 第28条 総会は顧問、会長、副会長、理事、監事、登録団体代表者をもって構成する。
- 第29条 総会は年度の始めに開催し、前年度報告および新年度計画を協議し出席者の過半数を持って議決する。
- 第30条 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、事務局、財務会計をもって構成する。
- 第31条 常任理事会は必要に応じて開催する。緊急の場合は理事会の議決に換えることができる。
- 第32条 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局、財務会計をもって構成する。
- 第33条 理事会は必要に応じて会長の同意を得て理事長が招集する。その会は委任状も含め過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。
- 第34条 理事会の議長は会長とする。
- 第35条 理事長は登録団体の代表者会を必要に応じて開催することができる。
- 第36条 役員候補者推薦委員会は理事会の承認を得て理事長が招集する。
- 第37条 情報セキュリティ委員会は必要に応じて開催することができる。

第8章 専門部

- 第38条 本会は事業遂行のため各種の部会を設けることができる。
- (2) 名称、目的、規約及び部員は理事会の議決を経て会長がこれを決める。

第9章 付則

- 第37条 本会の規約実施に必要な細則は、理事会で議決する。
- 第38条 この規約は1983年12月1日より施行する。

1992年5月20日	一部改正	2016年4月30日	一部改正
1993年9月17日	一部改正	2017年4月29日	一部改正
1994年5月19日	一部改正	2019年4月27日	一部改正
1995年6月16日	一部改正	2021年4月24日	一部改正
2000年4月8日	一部改正	2024年4月24日	一部改正
2002年4月13日	一部改正	2025年4月23日	一部改正
2003年4月13日	一部改正		
2005年4月16日	一部改正		
2007年4月14日	一部改正		
2008年4月12日	一部改正		
2010年4月25日	一部改正		
2012年4月21日	一部改正		
2013年4月21日	一部改正		
2014年4月26日	一部改正		